

## 特定漁港漁場整備事業実施要領

最終改正平成 19 年 5 月 30 日 19 水港第 860 号水産庁長官通知

(趣旨)

第 1 特定漁港漁場整備事業の事務取扱については、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）及び漁港漁場整備法施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 (抄)

(特定漁港漁場整備事業計画の変更の基準について)

第 3 規則第 1 条の 6 第 2 項イ及びロ中の規模に関する大幅な変更については、規則第 1 号様式 2 (2) イ主要施設の種類、規模及び配置等の（漁港施設）の表中の「計画数量」の欄に記載した数量が百分の二十以上増減することとなる変更とする。

また、規則第 1 条の 6 第 2 項ハ及びニ中の規模に関する大幅な変更については、規則第 1 号様式 2 (2) イ主要施設の種類、規模及び配置等の（漁場の施設等）の表中の「計画数量」の欄に記載した数量が百分の二十以上増減することとなる変更とする。

(農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の軽微な変更について)

第 5 水産庁長官は、農林水産大臣が法第 19 条第 1 項又は第 19 条の 3 第 1 項の特定漁港漁場整備事業計画について、法第 19 条第 4 項又は第 19 条の 3 第 5 項の軽微な変更をしたときは、その旨を当該特定漁港漁場整備事業の事業主体に通知するとともに、当該特定漁港漁場整備事業計画を公表するものとする。

(国が施行する特定漁港漁場整備事業における地方公共団体等への対応について)

第 6 法第 4 条第 4 項の規定に基づく都道府県知事の意見聴取に当たっては、当該意見聴取をする内容を事前に都道府県知事の全国的連合組織（全国知事会）へ情報提供することとする。

第 7 法第 4 条第 4 項の規定に基づく都道府県知事の意見聴取の結果、都道府県知事から意見が提出された場合、当該意見に関する国の対応について当該都道府県に通知するとともに、ホームページ等により公表することとする。

第 8 国が特定漁港漁場整備事業のうち法第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる事業を施行する場合、次に掲げる協議については、関係地方公共団体の同意を得ることを旨とするものとする。

- (1) 法第 19 条第 3 項で準用する第 17 条第 3 項の協議
- (2) 法第 19 条第 5 項で準用する第 17 条第 3 項の協議
- (3) 法第 19 条第 8 項で準用する第 17 条第 1 3 項の協議

